

大分県報

平成二十九年
号外 (二)
二月一日

(水曜日)

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

告示

大分県告示第七十九号

平成二十九伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十九年二月一日

大分県知事 広瀬 貞

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

山国川地区 四八六・七二
 駅館川地区 五五二・八六
 西国東地区 五六・四四
 東国東地区 一〇三・一五
 別府地区 二五七・二四
 大分川地区 五一四・〇九
 大野川地区 一、三二八・五一
 北海部地区 二二六・五一
 番匠川地区 九三四・〇一
 北川上流地区 七二四・六〇
 日田地区 六五六・二七
 玖珠川地区 七七四・一六

土砂流出防備保安林

山国川地区 一八一・一五
 駅館川地区 四一・七四
 西国東地区 二七・七六
 東国東地区 六二・三六
 別府地区 三二・二四
 大分川地区 一一・二八
 大野川地区 一三八・四九
 北海部地区 九二・五六
 番匠川地区 三五三・一七
 北川上流地区 三一・八九
 日田地区 一四二・六一
 玖珠川地区 三二・七四

土砂崩壊防備保安林

大分川地区 〇・一八
 番匠川地区 〇・〇八
 日田地区 〇・〇八

防風保安林

山国川地区 三・五六
 駅館川地区 三・五〇
 西国東地区 四〇・五三
 東国東地区 三・〇八
 別府地区 〇・一四

干害防備保安林

大分川地区 〇・九四
 大野川地区 五・四八
 北海部地区 一・〇六
 番匠川地区 二四・八〇
 日田地区 一一・八四
 玖珠川地区 六・九四

保健保安林

大分南部地区 三九・六四
 大分北部地区 九二・六六

平成二十九年二月一日

大分県報号外（告示）